株主各位

大阪市中央区南本町一丁目8番14号 さくらインターネット株式会社 代表取締役社長 田 中 邦 裕

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月22日(月曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成21年6月23日(火曜日)午前10時

2. 場 所 大阪市中央区安土町三丁目1番3号

ヴィアーレ大阪 2階クリスタルルーム

3. 目的事項

報告事項 第10期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告 及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役1名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

[◎]株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.sakura.ad.jp) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成20年4月1日から) 平成21年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の減少に伴う民間設備投資の減少 や、雇用環境の悪化に伴う個人消費の冷え込みなどにより、景気は急速な悪化が 続き厳しい状況にあります。

当社が所属するインターネットデータセンター市場においては、企業のIT環境のアウトソーシング需要やIT資産のオフバランス化需要の高まりなどにより、市場全体として需要は堅調に伸長しておりますが、競合各社によるデータセンターの新設・増床や提供サービスの同質化などにより、競争環境は一段と厳しくなっております。

このような状況の中、当社はコストパフォーマンスに優れた新規サービスの投入や既存プランのブラッシュアップを継続的に実施してまいりました。その結果、専用サーバサービスやレンタルサーバサービスなどのホスティング事業が好調に推移し、当事業年度の売上高は7,106,794千円(前事業年度比14.5%増)となりました。

営業利益につきましては、データセンターの統廃合などを実施したことにより業務効率が向上し、392,377千円(前事業年度比172,6%増)となりました。

経常利益につきましては、有利子負債の圧縮による支払利息の削減などにより、349、312千円(前事業年度比310.1%増)となりました。

当期純利益につきましては、前事業年度に比べ特別損失が大幅に減少したこと及び法人税等調整額の計上などにより、374,126千円(前事業年度は619,786千円の当期純損失)と大幅に改善いたしました。

サービス別の状況は以下のとおりです。

①ハウジングサービス

競合各社のデータセンター新設・増床等により市場競争が激化しているうえ、 第3四半期末に発生した西新宿電源障害等による逆風の環境の下、営業活動に 注力した結果、売上高は2,872,713千円(前事業年度比21.7%増)となりました。

②専用サーバサービス

よりコストパフォーマンスの高いプランや柔軟性と拡張性を高めた自由度の 高いプランを新たに開発・投入し、競合各社との差別化を図りました。

その結果、専用サーバサービスの売上高は2,214,011千円(前事業年度比21.2 %増)となりました。

③レンタルサーバサービス

既存サービスの機能強化によるコストパフォーマンスの向上、法人向けプランの更なる拡充など、サービスラインナップの強化に注力いたしました。

その結果、レンタルサーバサービスの売上高は943,820千円(前事業年度比31.5%増)となりました。

④その他サービス

前事業年度に実施したインターネット接続事業の売却に伴い大幅減少基調に あったものの、好調なレンタルサーバサービスとの相乗効果によりドメイン取 得代行手数料の売上が増加するなど、主要サービスに関連するサービスが好調 に推移いたしました。その結果、その他サービスの売上高は1,076,248千円(前 事業年度比17,2%減)となりました。

サービス区分別の状況

	前事業	年 度	当 事 業	年 度	前事業年度比	
サービス区分	売上高(百万円)	売 上 高 構成比率(%)	売上高(百万円)	売 上 高 構成比率(%)	(%)	
ハウジングサービス	2, 359	38. 0	2, 872	40. 4	121.7	
専用サーバサービス	1,827	29. 4	2, 214	31.2	121. 2	
レンタルサーバサービス	717	11.6	943	13. 3	131.5	
その他サービス	1, 300	21.0	1, 076	15. 1	82. 8	
合 計	6, 204	100.0	7, 106	100.0	114. 5	

(注) 前事業年度まで区分しておりました「インターネット接続サービス」につきましては、当事業年度よりサービス区分の方法を変更し、「その他サービス」に含めております。前事業年度比較に当たっては、前事業年度分を変更後の区分に組み替えて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中における設備投資の総額は、773,893千円であり、主要なものは堂島データセンター及び代官山データセンターの増設におけるラック設備等並びにレンタルサーバサービス及び専用サーバサービスに使用するサーバ器材等であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中においては重要な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社が継続的な事業活動を行い、持続的な成長を実現するため、次を主要な課題として認識し、対処施策を実施してまいります。

- ①サービス開発力の強化
 - ・顧客セグメントに応じた新サービスの投入及び既存プランの強化
 - ・サービス競争力の源泉となる新技術への研究開発
 - ・多様化する顧客ニーズを的確に把握し迅速に対応する仕組み作り
- ②効率的なコスト構造への転換
 - ・既存データセンターを含めた、次期データセンターの最適配置計画の策定
 - ・業務プロセスの最適化によるコスト削減
- ③経営基盤の構築
 - 経営管理機能の高度化

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	区	分	第 7 期 (平成18年3月期)	第 8 期 (平成19年3月期)	第 9 期 (平成20年3月期)	第 10 期 (平成21年3月期)
売	上	高(千円)	2, 758, 593	4, 398, 489	6, 204, 928	7, 106, 794
経常	常利益 計損失(又 は △)(千円)	207, 417	△162, 170	85, 171	349, 312
当 期	純利益純損失(又 は (千円)	116, 287	△358, 238	△619, 786	374, 126
1株当 1株当	たり当期純利 たり当期純損	益又は 失(△) (円)	3, 908. 80	△11, 308. 49	△18, 262. 31	8, 315. 06
総	資	産(千円)	2, 596, 501	5, 078, 947	5, 097, 779	4, 791, 589
純	資	産(千円)	815, 343	519, 103	932, 055	1, 313, 592

(注) 第8期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成 17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業 会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 主要な事業内容(平成21年3月31日現在)

当社は、自社でデータセンターの運営とインターネットのバックボーンを構築し、それらを基にしたインターネットサービスを提供する事業を行っております。 当社が提供するインターネットサービスは、以下のとおりであります。

①ハウジングサービス

当社が運営するデータセンター内のスペースを、インターネットへの接続を 行うための通信回線とともに、ラック単位で提供するサービス。

②専用サーバサービス

当社が所有するサーバを顧客に貸与するサービスで、1台のサーバを顧客が 専用で利用するサービス。

③レンタルサーバサービス

当社が所有するサーバを顧客に貸与するサービスで、1台のサーバを複数の 顧客が共同で利用するサービス。

④その他サービス

ドメイン取得代行、各種保守サービスなど、前述の主たる業務に付帯するサービス。

(7) 主要な営業所等(平成21年3月31日現在)

本 社:大阪市中央区南本町一丁目8番14号 堺筋本町ビル 9階 東京支社:東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビル 6階 データセンター:本町、堂島(以上、大阪市)、池袋、東新宿、西新宿、代官山(以上、東京都)

(8) 従業員の状況 (平成21年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
174名	33名増	33. 54歳	3.14年

- (注) 1. 従業員数には、契約社員、派遣社員、アルバイト及び出向社員は含んでおりません。
 - 2. 前事業年度に比べて従業員数が33名増加しておりますが、この増加は主に業務拡大に伴う技術部門の要員の採用、契約社員の正社員への登用及び管理部門の強化のための要員の採用をしたことによるものであります。

(9) 主要な借入先 (平成21年3月31日現在)

			f	昔		入	1	先				借 入 額
株	左	17	会	社		み	ず	ほ		銀	行	269, 540千円
株	左	17	会	社		り	そ	な		銀	行	197,063千円
株	式	会	社	商	エ	組	L 合	中	央	金	庫	120,000千円
株	式	会	社	三	菱	東	京 U	F	J	銀	行	56, 100千円

2. 会社の株式に関する事項(平成21年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数

44,998株

(2) 株主数

2,427名

(3) 大株主

株		主							名	持	株	数(株)	出	資比率(%)	
双		日	ŧ	朱	Þ	, ,	会		社			12, 718		28. 26	
田			中			邦			裕			6, 300		14.00	
笹			田						亮			5, 350		11.88	
鷲			北						賢			1, 370		3. 04	
菅									博			1,040		2. 31	
笹			田			さ	<		Ġ			840		1.86	
萩			原			保			克			834		1.85	
日	本	証	券	金	融	株	式	会	社			608		1. 35	
遠			江			正			通	·		400		0.88	
桐			渕			洋			司			342		0.76	

3. 会社の新株予約権等に関する事項 当事業年度末日における新株予約権の状況

① 新株予約権の数

324個

② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 324株 (新株予約権1個につき1株)

③ 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価額)	行使期限	個数	保有者数
取締役	第2回新株予約権(291,394円)	平成23年6月27日	15個	1名
監査役	第2回新株予約権(291,394円)	平成23年6月27日	15個	3名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成21年3月31日現在)

会社に	こおける地	位	氏			名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表〕	取締役社	上長	田	中	邦	裕	
取 締	役副社	: 長	舘	野	正	明	企画、総務、営業担当
取	締	役	鷲	北		賢	技術全般担当
取	締	役	Л	田	正	貴	経理財務担当
取	締	役	瓦	谷	晋	1	双日株式会社 機械 宇宙航空部門 ICT担当部 門長補佐 兼 産業情報部長 日商エレクトロニクス株式会社取締役
(常動	勧)監 査	: 役	野	﨑	國	弘	
監	查	役	小	Ш	清	司	
監	查	役	梅	木	敏	行	オシリス株式会社取締役
監	查	役	吉	田	昌	義	吉田税理士事務所代表

- (注) 1.取締役瓦谷晋一氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
 - 2. 監査役小川清司氏、梅木敏行氏及び吉田昌義氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監 査役であります。
 - 3. 監査役吉田昌義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区		分	支 給 人 員	支 給 額
取	締	役	6名	61,230千円
監	查	役	4名 (うち社外 3名)	15,780千円 (うち社外 7,980千円)
合		計	10名	77,010千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成12年10月2日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。また、これとは別枠で、平成18年6月27日開催の第7回定時株主総会においてストックオプションに係る報酬として年額20,000千円以内の新株予約権の支給を決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、平成12年10月2日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。また、これとは別枠で、平成18年6月27日開催の第7回定時株主総会においてストックオプションに係る報酬として年額10,000千円以内の新株予約権の支給を決議いただいております。
 - 3. 上記の取締役の支給人員には、平成20年6月25日開催の第9回定時株主総会の終結をもって退任した取締役2名を含んでおります。
 - 4.期末現在の人員数は取締役5名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の 社外取締役1名が存在していることによるものです。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社との兼任状況及び当社と当該他の会社との関係

取締役瓦谷晋一氏は、双日株式会社 機械 宇宙航空部門 ICT担当部門長補佐 兼 産業情報部長及び日商エレクトロニクス株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社は、双日株式会社の持分法適用関連会社であり、また日商 エレクトロニクス株式会社から資材の購入を行っております。

監査役梅木敏行氏は、オシリス株式会社の取締役を兼務しております。なお、 当社は、同社との間で取引関係はございません。

監査役吉田昌義氏は、吉田税理士事務所代表であります。なお、当社は、同事務所との間で取引関係はございません。

② 社外取締役及び社外監査役の活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言内容

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	瓦谷晋一	当事業年度開催の取締役会には、30回中29回出席し、 主に当業界における豊富な経験から、必要に応じ、当 社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	小川 清司	当事業年度開催の取締役会には30回中30回、また監査 役会には15回中15回出席し、主に当業界における豊富 な経験から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、 意見を述べております。
社外監査役	梅木敏行	当事業年度開催の取締役会には30回中26回、また監査 役会には15回中12回出席し、主に当業界における豊富 な経験から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、 意見を述べております。
社外監査役	吉田昌義	当事業年度開催の取締役会には30回中22回、また監査 役会には15回中15回出席し、主に税理士として専門的 見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意 見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日を もって新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

35,000壬円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、 実質的にも区分できませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載 しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「財務報告に係る内部統制システムの整備・運用等に関する助言及び指導業務」を委託しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、 当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると 判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、 会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると 認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任します。この場 合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、 会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

当社の業務の適正を確保するための内部統制の整備について取締役会で決定した基本方針は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制

- ① 法令遵守及び社会倫理を企業活動の原則とし、日常的に経営陣が、代表取締役社長を筆頭にしてコンプライアンスの意義と重要性を全使用人に理解させるように努める。
- ② コンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人が職務執行にあたり法令等を遵守することの周知徹底を図る。
- ③ 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会が、全社的なコンプライアンス体制の運用状況の確認及び問題点に対する是正の検討を行い、取締役会に報告する。
- ④ 内部通報規程に基づき、内部監査室及び社外弁護士が、役職員からの法令違 反行為等に関する通報及び相談の窓口となり、当該行為の早期発見、是正及 び防止に努める。
- ⑤ 内部監査室長は、取締役及び使用人による職務執行の法令等の適合性を監査 し、代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 取締役及び使用人は、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保する ため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の 整備を推進する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 総務部を管掌する取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に つき、全社的に統括する。
- ② 総務部を管掌する取締役は、取締役会で定める文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
- ③ 取締役及び監査役は、文書管理規程により、上記文書等を常時閲覧することができるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程を制定し、企業活動の持続的発展を阻害するあらゆるリスクに対処するシステムを構築する。
- ② 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会が、全社的なリスク管理体制の運用状況の確認及び問題点に対する是正の検討を行い、取締役会に報告する。
- ③ 内部監査室長は、全社的なリスク管理体制の運用状況を監査し、代表取締役 社長に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役及び使用人は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の 執行の効率化を図る。

- ① 業務分掌、職務権限及び意思決定ルールの策定
- ② 稟議システムを用いた意思決定
- ③ 取締役及び経営企画チームを構成員とする経営会議の設置
- ④ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ⑤ 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、当社グループ会社間での 内部統制システムに関する協議、情報の共有化、指示及び要請の伝達等が効 率的に行われているかを調査し、その結果を取締役会に報告する。
- ② 内部監査室所属の職員は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その 結果を代表取締役社長に報告する。
- ③ 監査役は、当社及びグループ会社の監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することが 可能である。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告 に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ② 上記の報告及び情報提供として主なものは次のとおりとする。
 - ・経営会議、各部署ミーティングへの参画
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・監査役から要求された社内稟議書及び会議議事録の回付
 - 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・毎月の経営状況として重要な事項
 - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・ 重大な法令・ 定款違反
 - ・その他コンプライアンス上重要な事項

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と取締役との間の定期的な意見交換をおこなっている。
- ② 内部統制システムに精通している弁護士・会計士と契約し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金 額
資 産 の 部		負債の部	
流動資産	1, 513, 067	流動負債	2, 476, 929
現金及び預金	822, 747	買 掛 金	164, 319
売 掛 金	344, 185	1年内返済予定の長期借入金	303, 956
貯 蔵 品	122, 328	未 払 金	391, 063
前 払 費 用	70, 666	設備関係未払金	67, 757
繰延税金資産	106, 798	リース債務	247, 897
未収還付法人税等	62, 288	未 払 費 用	14, 981
そ の 他	7, 116	未 払 法 人 税 等	7, 302
貸 倒 引 当 金	△23, 064	未払消費税等	12, 371
固 定 資 産	3, 278, 522	前 受 金	1, 148, 774
有 形 固 定 資 産	2, 449, 009	賞 与 引 当 金	96, 644
建物	1, 194, 082	預 り 金	3, 704
工具、器具及び備品	1, 233, 989	そ の 他	18, 155
リース 資産	3, 175	固 定 負 債	1, 001, 067
建設仮勘定	17, 762	長 期 借 入 金	338, 747
無形固定資産	351, 360	リース債務	661, 157
ソフトウェア	347, 401	そ の 他	1, 162
そ の 他	3, 959	負 債 合 計	3, 477, 996
投資その他の資産	478, 153	純資産の部	
投資有価証券	26, 929	株主資本	1, 253, 523
関係会社株式	0	資 本 金	895, 308
長期前払費用	76, 606	資本剰余金	250
敷金及び保証金	365, 813	資本準備金	250
そ の 他	8, 803	利 益 剰 余 金	357, 965
		その他利益剰余金	357, 965
		繰越利益剰余金	357, 965
		新 株 予 約 権	60, 069
		純 資 産 合 計	1, 313, 592
資 産 合 計	4, 791, 589	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4, 791, 589

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:千円)

		科					目			金	額
売			上			高					7, 106, 794
売		上		原		価					5, 271, 681
	売		上		総		利		益		1, 835, 113
販	売 費	是及	びー	般的	管 理	費					1, 442, 736
	営		1	業		利	l		益		392, 377
営	į	業	外	Ц	Z	益					
	受	取	利	息	及	び	配	当	金	2, 795	
	違		約		金		収		入	1,500	
	そ				0)				他	1, 356	5, 652
営	į	業	外	費	ŧ	用					
	支		-	払		利	l		息	47, 498	
	そ				0)				他	1, 219	48, 717
	経			常		利	I		益		349, 312
特		別		損		失					
	減		3	損		損	l		失	31, 635	
	関	係	숲	社	株	式	評	価	損	1,960	
	投	資	有	価	証	券	評	価	損	42, 016	75, 612
1	锐	引	前	当	其	月糸	純	利	益		273, 700
ř	法 人	、税	、住	民	税	及で	び事	業	税		6, 371
Ý	去	人	税	į	等	調	1	整	額		△106, 798
Ì	当		期		純		利		益		374, 126

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:千円)

	,	株 主 資 本	:
	資 本 金	資 本 秉	創 余 金
	貝 平 並	資本準備金	資本剰余金合計
平成20年3月31日残高	895, 058	729, 232	729, 232
事業年度中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)	250	250	250
欠 損 填 補		△729, 232	△729, 232
当 期 純 利 益			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	250	△728, 982	△728, 982
平成21年3月31日残高	895, 308	250	250
		<u> </u>	
	株 主	资 木	

		株 主	資 本			
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
平成20年3月31日残高	2, 880	△748, 274	△745, 394	878, 896	53, 158	932, 055
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)				500		500
欠 損 填 補	△2, 880	732, 112	729, 232	_		_
当 期 純 利 益		374, 126	374, 126	374, 126		374, 126
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					6, 910	6, 910
事業年度中の変動額合計	△2, 880	1, 106, 239	1, 103, 359	374, 626	6, 910	381, 536
平成21年3月31日残高	_	357, 965	357, 965	1, 253, 523	60, 069	1, 313, 592

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び

関連会社株式 ……… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの…… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品(サーバ)…… 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく

簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)…… 定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

3年から18年

工具、器具及び備品 3年から15年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)…… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能

期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用し

ております。

なお、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引 については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によ

っております。

④ 長期前払費用 ……… 定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 ………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績 率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性

を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 ・・・・・・・・・・ 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業

年度の負担額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

会計処理の原則又は手続の変更

(たな卸資産の評価に関する会計基準)

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ32,155千円減少しております。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる営業利益、経営利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

1,636,957壬円

(2) 関係会社に対する金銭債権は次のとおりであります。 短期金銭債権

176千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

121千円

販売費及び一般管理費

9,000千円

営業取引以外による取引高

215千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株 式 数(株)	当事業年度減少株 式 数(株)	当事業年度末株 式 数(株)
普 通 株 式	44, 988	10	_	44, 998

- (注) 普通株式の増加10株はストック・オプションの行使によるものであります。
- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配 当 金 の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	44, 998	利益剰余金	1, 000	平成21年 3月31日	平成21年 6月24日

(3) 事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成 18年6月27日 定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	324株
新株予約権の残高	324個

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	200,709千円
未払従業員賞与等	43,909千円
ライセンス契約改定違約金	30,453千円
繰越欠損金	12,516千円
たな卸資産評価損否認額	11,237千円
貸倒引当金限度超過額	9,364千円
関係会社株式評価損	8,901千円
貸倒損失否認額	7,918千円
修繕費否認額	7,636千円
投資有価証券評価損	5,074千円
その他	3,093千円
繰延税金資産小計	340,815千円
評価性引当額	△229,709千円
繰延税金資産合計	111,105千円
繰延税金負債	
未収還付事業税	△4,307千円
繰延税金負債合計	△4,307千円
繰延税金資産の純額	106,798千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) 事業年度末日における取得原価相当額等

	取 得 原 価 相 当 額	減価償却累計額相 当 額	リース 資 産 減 損 相 当 額 計 額 相	期 末 残 高相 当 額
工具、器具及び備品	549, 916千円	315,046千円	50, 552千円	184, 318千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	129,667千円
1年超	81,504千円
合計	211.172千円

7. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に対する投資の金額

0千円

(2) 持分法を適用した場合の投資の金額

8,009千円

(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額

8,399千円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

27,857円31銭

(2) 1株当たり当期純利益

8,315円06銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

さくらインターネット株式会社 取締役会 御中

新日本有限青仟監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士寺澤 豊 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉田 敏宏 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、さくらインターネット株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に記載されているとおり、会社は当事業年度より棚卸資産の評価 に関する会計基準を適用して計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 杏 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の 執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下 のとおり報告いたします

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について 報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に 応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、 取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努 めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況 について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業 所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に 適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとし て会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び 当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしまし た。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証 するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め ました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社 計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計 審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に 基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別 注記表) 及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認めら れません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制 システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月15日

さくらインターネット株式会社

野崎國弘 常勤監査役 (EII)

監 杳 役(社外監查役) 小川清司 (EII)

監 查 役(社外監查役) 梅 木 敏 行 (EII) 印

監 査 役(社外監査役) 吉 田 昌 義

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株当たり500円の普通配当と復配並びに当社設立10周年を記念する1株当たり500円の記念配当を行い、合計で1株当たり1,000円の配当を行いたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は44,998,000円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日 平成21年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第3項)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを備え置くこととされているため、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」 (昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質 株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第9条第 3項、第14条)
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

て前条および本条を削除するものとす

珼 行 軍 案 定 款 (株券の発行) (釧陰) 第7条 当会社の株式については、株券を 発行する。 第8条(条文省略) 第7条(現行どおり) (株主名簿管理人) (株主名簿管理人) 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 第8条(現行どおり) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場 2. (現行どおり) 所は、取締役会の決議によって定め、 これを公告する。 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿 む。以下同じ。)、新株予約権原簿およ の作成ならびに備え置きその他の株主 名簿および新株予約権原簿に関する事 び株券喪失登録簿の作成ならびに備え 置きその他の株主名簿、新株予約権原 務は、これを株主名簿管理人に委託し、 簿および株券喪失登録簿に関する事務 当会社においては取扱わない。 は、これを株主名簿管理人に委託し、 当会社においては取扱わない。 第10条~第13条(条文省略) 第9条~第12条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示と (株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供) みなし提供) 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類、事業報告、計算書類お 総会参考書類、事業報告、計算書類お よび連結計算書類に記載または表示を よび連結計算書類に記載または表示を すべき事項に係る情報を、法務省令に すべき事項に係る情報を、法務省令に 定めるところに従いインターネットを 定めるところに従いインターネットを 利用する方法で開示することにより、 利用する方法で開示することにより、 株主(実質株主を含む。以下同じ。)に 株主に対して提供したものとみなすこ 対して提供したものとみなすことがで とができる。 きる。 第15条~第43条(条文省略) 第14条~第42条 (現行どおり) (新設) 附則 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備 え置きその他の株券喪失登録簿に関す る事務は、これを株主名簿管理人に委 託し、当会社において取扱わない。 第2条 前条および本条は、平成22年1月5日ま で有効とし、平成22年1月6日をもっ

る。

第3号議案 取締役1名選任の件

本総会の終結の時をもって鷲北 賢氏は取締役を辞任いたしますので、取締役1名 の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)		略歴、地位及び担当並びに 他の法人等の代表状況	所有する当社 の 株 式 数
	平成7年4月	株式会社サードウェーブ 入社	
	平成12年4月	同社 仕入部 シニアマネージャー	
澤村 徹	平成13年3月	有限会社エーエクスイーエス (現 株式 会社サイズ) 取締役	14
(昭和43年8月16日生)	平成17年4月	当社入社 運用部副部長	40株
	平成17年7月	当社運用部部長	
	平成20年11月	当社運用部部長兼お客さまサービス部部長 (現在に至る)	

⁽注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 野崎國弘氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

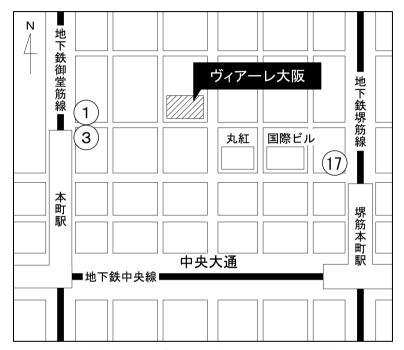
氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 他の法人等の代表状況		所有する当社 の 株 式 数
	平成9年12月	中央情報システム株式会社 入社	
	平成13年4月	当社入社 経営企画室 室長	
野 﨑 國 弘 (昭和17年2月19日生)	平成14年8月	中央情報システム株式会社 退社	_
(昭和17年2月19日生)	平成17年6月	当社 監査役 就任	
		(現在に至る)	

⁽注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区安土町三丁目1番3号 ヴィアーレ大阪 2階クリスタルルーム TEL (06)4705-2411



地下鉄御堂筋線・中央線「本町駅」下車 1、3番出口より徒歩3分 地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町駅」下車 17番出口より徒歩5分